四七 行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法に関する告示 一一 九
四八 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をした件 一一 九
四九 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件 一一 九
五〇 平成二十七年度以降の五年間についての石油備蓄目標 一五 六
五一 工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件 一七 四
五二 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示 一七 59 二五
五三 輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件 一八 七
五四 輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件 一八 七
五五 輸出貿易管理令別表第二の二一の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物の一部を改正する件 一八 七
五六 輸出貿易管理令別表第二の四四の項の規定に基づく経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物を指定する件 一八 七
五七 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件 一八 八
五八 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する件 二二 七
五九 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する件 二二 62 二三
六〇 エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件 二二 七
六一 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件 二八 七
六二 小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十八年度に係る支給率を定める件 二八 七
六三 需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件 二八 七
六四 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件の一部を改正する件 二八 69 六二
六五 原子力発電工事償却準備引当金に関する省令第三条第一項の規定により経済産業大臣が定める取崩率を定める告示の一部を改正する件 二九 八
六六 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十八年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件 二九 九
六七 電気事業法施行規則第四十五条第一項第一号の規定に基づく電圧の測定箇所の選定方法等の一部を改正する告示 二九 九
六八 登録免許税法別表第一第百四号㈠から㈦までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類を定める件 二九 70 二四
六九 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件 二九 70 二五
七〇 輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件 二九 70 二五
七一 経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行う件 三〇 七
七二 経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行う件 三〇 七
七三 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件 三〇 七
七四 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件 三〇 七
七五 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件 三〇 八